

都市計画税の使途内訳

都市計画税は、「都市計画法」に基づいて実施する都市計画事業等の財源として課税する目的税であり、本市では一般会計の歳出において下記のとおり各事業に充当している。

(単位：千円)

	令和5年度 予算額	都市計画税 充当額	事業に対する 充当率
都市計画税（歳入）	579,372		
都市計画事業（歳出）	884,353	579,372	65.5%
7款 土木費	816,555	534,955	65.5%
4項 都市計画費	816,555	534,955	65.5%
2目 土地区画整理費	48,382	31,697	65.5%
平方第二地区土地区画整理事業関連経費	12,869	8,431	65.5%
インター北土地区画整理事業特別会計繰出金	9,032	5,917	65.5%
駅北本郷土地区画整理事業特別会計繰出金	26,481	17,349	65.5%
6目 公共下水道費	768,173	503,258	65.5%
下水道事業会計負担金	628,656	411,856	65.5%
下水道事業会計出資金	139,517	91,403	65.5%
10款 公債費	67,798	44,417	65.5%
1項 公債費	67,798	44,417	65.5%
1目 元金	64,619	42,334	65.5%
市債償還元金	64,619	42,334	65.5%
2目 利子	3,179	2,083	65.5%
市債償還利子	3,179	2,083	65.5%

※都市計画税は、各都市計画事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。
 ※千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。